

研究ノート

厄年の民俗——愛媛県の事例——

大本敬久

1 はじめに

厄年とは災厄や厄難を受けやすいと信じられている特定の年齢のことである。『広辞苑』の解説では「陰陽道の説で、何等かの厄に逢うとして忌み慎まねばならぬとする年。男は二十五・四十二・六十、女は十九・三十三という。特に四十二・三十三を大厄といい、その前後の年を前厄・後厄といつて恐れ慎んだ。」とある。「陰陽道の説」とあるように、厄年は大陸からもたらされた外来思想の一種で、平安時代には公家社会でもてはやされ、のちに武家社会を経て民間に広まつたとされる。⁽¹⁾ただし、厄年の民間への定着を考えるには、陰陽道の受容の過程を明らかにする必要があるが、この点については近年まで論及されていなかつた。

最近、小池淳一氏が「厄年と陰陽道——儀礼史的理解をめざして」⁽²⁾において古代・中世・近世における厄年の位相について述べられて、初めて厄年と陰陽道の関係が明確となつたという状況である。

2 厄年の年齢

小池氏によると、古代中世において厄年は多様な原理と儀礼とに支えられて社会に深く浸透していたが、「近世においては厄年の原理は忘れられ、語呂合わせによる解説が盛んに行われるなど、古代中世における厄年とは名称が同じでもかなり異なつた様相を呈するようになる。こ

のことは密教や宿曜道そして陰陽道といった知識や信仰の体系が充分に理解されず、個々の知識や観念だけが受け入れられ、変貌を遂げていつたことができる。そして肥大化したり、解釈が単純になつたりしながら、民俗事象としてなつていった」という。⁽³⁾このように、厄年の歴史的変遷・過程がある程度明らかになつた現在、この過程を踏まえた上で民俗事象を分析する必要がある。

また、厄年研究に密接に関連するものとして厄払いの研究があるが、筆者は、以前「厄祓いの構造に関する一考察」⁽⁴⁾にて、八幡浜市川名津の柱松神事を事例に、厄年の者の「厄」が諸儀礼を通して人々に「福」として分担される過程を論じている。この厄が分配される過程については、これまでの厄年研究では取り上げられていない。そこで、本稿では、以上の二点の視点を持った上で、筆者が事例を集めてきた愛媛県内の厄年に関する民俗を取り上げ、厄年の歴史性と儀礼の本質を考えてみたい。

愛媛県において厄年の年齢は、男女で異なるというのがほとんどであり、男性は二十五歳、四十二歳、六一歳、女性は一九歳、三三歳、六一歳が一般的である。また男性四二歳、女性三三歳は大厄として特に慎まなければならぬとする年である。

ればならない年齢とされる。天明四（一七八四）年成立の伊勢貞丈著『安斎隨筆』に「十九廿五卅三四十二を云ふ十九は重苦と云ふ心なり廿五は五々廿五と云ふによりて五々を後々二重後ととりなして死後の事として忌む卅三は三三と重なる故散々と取りなし忌む四十二は四二とつ、く故死と取りなし忌むなりらちもなき事なり⁽⁵⁾」とあるように、近世において、語呂合わせによつて広まつた年齢である。

ただし、それ以外の年齢を厄年とする事例もある。表1の番号2川之江市の、女性三七歳、男性四九歳が厄難のある年とされている例である。女三七歳については、『口遊』人倫門「十余三、廿余五、卅七、卅九、六十一、七十三、八十五、九十一へ謂之厄年▽（▽▽内は二行割註）」とあつたり、『源氏物語』「薄雲」にて藤壺が、この年であるとして「つゝしませ給ふべき御年なるに、はれ／＼しからで⁽⁶⁾」というようく古代の文献に見える。また、中世の有職故実書『拾芥抄』下八卦部に、男女の区別はないが、一三、二五、三七、六一、八五、九九歳が厄年とされているし、近世の百科事典ともいえる『和漢三才図会』に男二五、四二、六一歳、女一九、三三、三七歳と出ている。三七歳の厄年は時代的には古代中世にまで遡ることができるが、近世に廣く普及した『和漢三才図会』に紹介されているように、江戸時代の出版文化に基づく知識の民間への浸透から、習俗として定着したものと思われる。これは六一歳も同様である。

男四九歳については、番号2の川之江市だけではなく、番号26（砥部町）、番号27（北条市）、番号30（松山市）、番号35（広田村）、番号39（大洲市）、番号46（八幡浜市）で確認できる。史料的には、『口遊』に一三、二五、三七、四九、六一といつようによつて一二ずつ加算した年齢が厄年とされ、四九も紹介されているが、番号30の松山市土居町では四九が

「始終苦」として大変氣にする人もいたといい、これも近世的な語呂合せからの民間への定着と考えられる。

このように、ほとんどが語呂合わせからくる厄年年齢であり、現代の厄年習俗が近世以降の比較的新しい時期に成立したことを見い知ることができる。

3 儀礼内容

愛媛県内の厄年に關する儀礼を大きく分類すると、①神社・寺院に参詣し祈願する。②正月や節分などに神社から帰る際もしくは四ツ辻に草履や金錢、豆などを捨ててくる呪法。③近親者や近所の者を集めて祝宴を開く。④神楽や伊勢踊りなどの芸能により厄落としをする、などが挙げられる。ただし、①から④がそれぞれ個別に行われるのでない。伊予三島市中ノ川では、厄年の者はまず氏神様へ早朝に参詣して、厄払いの祈願をしてもらい、そして帰りに草履の鼻緒を切つて棄てる。この時、お金三三文と一緒に落として来ることで厄を落として無事に帰つてくれる。家では親類一同がまつていて、そこで三日間、昼夜通じで酒宴が続けられる⁽⁷⁾、という具合に、氏神参拝と厄落としの呪法、祝宴が複合して一つの儀礼として成立していることが多い。ただし、ここでは、厄年の際の祝宴・節分の際の厄落としの呪法・厄年と芸能の順に事例を集めて分析してみたい。

①厄落としの祝宴

厄年にあたる者が、厄落としのために親戚、近隣、知人を招いて祝宴を開くという事例は数多い。

厄年の民俗－愛媛県の事例－

表1 愛媛県内の厄年の年齢

番号	地名	厄年の年齢	出典
1	新宮村	男42歳、女33歳	四国の祝事 昭和52年 144頁
2	川之江市	男25歳、42歳、49歳、女19歳、33歳、37歳	川之江市誌 昭和59年 954頁
3	伊予三島市中之川	女33歳、男42歳	愛媛県民俗資料調査報告書第一集 昭和39年 151頁
4	新居浜市	男42歳、女33歳	新居浜市史 昭和37年 877頁
5	新居浜市大島	女33歳、男42歳	愛媛県史民俗編下 昭和59年 349頁
6	小松町	男42歳、女33歳	小松町誌 平成4年 1538頁
7	丹原町	男42歳、女33歳	丹原町誌 平成3年 1199頁
8	東予市	男の42歳、女の33歳の厄、男女共61歳の還暦、77歳の喜寿、80歳の傘寿、88歳の米寿	東予市誌 昭和62年 1363頁
9	大西町	男子は25歳と42歳、女子は19歳と33歳	大西町誌 昭和52年 551頁
10	吉海町棕名	女が33歳、男が61歳、88歳が大厄	越智郡島嶼部民俗資料調査報告書 昭和42年 156頁
11	吉海町仁江	厄年、男-25歳 42歳 61歳 63歳 88歳、女-19歳 33歳 61歳 63歳	越智郡島嶼部民俗資料調査報告書 昭和42年 157頁
12	宮窪町浜	男41歳、女33歳を大厄といい、男女共61歳を後厄	越智郡島嶼部民俗資料調査報告書 昭和42年 161頁
13	宮窪町浜	33歳、41歳、61歳、88歳の厄年	越智郡島嶼部民俗資料調査報告書 昭和42年 189頁
14	大三島町肥海	厄年祝い 男子は42歳、61歳、88歳。女子は33歳、88歳。	越智郡島嶼部民俗資料調査報告書 昭和42年 164頁
15	上浦町盛	41歳の男は厄除けの祝い	越智郡島嶼部民俗資料調査報告書 昭和42年 165頁
16	伯方町北浦	女19歳、33歳、61歳、男25歳、42歳、61歳	越智郡島嶼部民俗資料調査報告書 昭和42年 169頁
17	伯方町伊方	女19歳、33歳、61歳、男25歳、42歳、61歳	越智郡島嶼部民俗資料調査報告書 昭和42年 171頁
18	岩城村海原	年賀=男41、61、女33	愛媛県民俗資料調査報告書第一集 昭和39年 152頁
19	岩城村	年祝い=男41、61、女33歳	岩城村誌 昭和61年 1530頁
20	魚島村	年賀、男は数え年41、61、88、女は33	愛媛県民俗資料調査報告書第一集 昭和39年 152頁
21	魚島村	33歳の女、41歳の男、61歳-88歳の男女の厄除け祭り	魚島民俗誌 昭和49年 850頁
22	閏前村岡村	男25、42、61歳、女は19、33歳	愛媛県史民俗編下 昭和59年 349頁
23	川内町	男42、女33、男女61歳	川内町新誌 平成4年 1374頁
24	重信町	女33歳、男42歳、男女61歳	重信町誌 昭和63年 1200頁
25	重信町山之内	三十三の祝、嫁が33、四十二の祝い、男が42	愛媛県民俗資料調査報告書第一集 昭和39年 153頁
26	砥部町	女は19歳、男25歳、女33歳、男42歳、男49歳を厄年	砥部町誌 昭和53年 937頁
27	北条市	男25歳、女33歳、男42歳、男49歳を厄年	北条市誌 昭和56年 939頁
28	中島町	男42歳、女33歳、男女61歳を厄年	忽那諸島の民俗 昭和43年 32頁
29	中島町二神	男42歳、女33歳	愛媛県民俗資料調査報告書第一集 昭和39年 154頁
30	松山市土居町	男子は年齢25歳と42歳、女子は19歳と33歳、厄年ではないが、男女とも49歳を「始終苦」という意味で大変気にする人があった。	わがふるさと土居町のあゆみ 昭和61年 199頁
31	松山市余土	男子は41歳、61歳、88歳、女子は33歳、61歳	余土村誌 大正14年 796頁
32	松前町北伊予	年令41(女子ハ33)、61、77、88才ニ達シタル時ハ年賀祝	「北伊予村農業基本調査」大正5年(松前町誌 昭和54年 1063頁所収)
33	伊予市	男子は41歳、61歳、88歳、女子は33歳、61歳、88歳	伊豫市誌 昭和61年 1063頁
34	双海町法師	男子は42歳、61歳、女子は33歳	愛媛県民俗資料調査報告書第一集 昭和39年 156頁
35	広田村	男25歳、女33歳、男42歳、男49歳を厄年	広田村誌 昭和61年 1016頁
36	久万町下畠野川	男の厄年は、25、42、61、77、88歳、女は19、33、61、88歳で、うち最初の25歳、19歳のほかは年祝いである。	愛媛県史民俗編下 昭和59年 349頁
37	柳谷村	男子25、42歳、女子19、33歳	柳谷村誌 昭和59年 659頁
38	長浜町	男子42歳、女子33歳	長浜町誌 昭和50年 835頁
39	大洲市	男25歳、女33歳、男42歳、男49歳を厄年	大洲市誌 昭和47年 865頁
40	伊方町	男数え年42歳、女数え年33歳	伊方町誌 昭和62年 1156頁
41	瀬戸町大久	男の厄年は25歳、42歳、61歳、77歳、88歳、女の厄年は19歳、33歳、61歳、77歳、88歳で此の年に年祝する。	三崎半島地域民俗資料調査報告書 昭和46年 39頁
42	瀬戸町川之浜	男の厄年、42歳、61歳、88歳、女の厄年33歳、61歳、88歳で此の年に年祝いをする。	三崎半島地域民俗資料調査報告書 昭和46年 39頁
43	瀬戸町三机	男の年祝いは42歳、61歳が普通で、70歳、77歳、88歳、96歳の祝いをする家もある。女は普通の年祝いは33歳である。	三崎半島地域民俗資料調査報告書 昭和46年 39頁
44	瀬戸町大江	男42歳、女33歳	三崎半島地域民俗資料調査報告書 昭和46年 39頁
45	三崎町正野	33歳の厄おとし、12歳の厄おとし、61歳祝い	愛媛県民俗資料調査報告書第一集 昭和39年 157頁
46	八幡浜市	男25歳、女33歳、男42歳、49歳を厄年	八幡浜市誌 昭和50年 868頁
47	八幡浜市中津川	男は42歳、女は33歳	愛媛県民俗資料調査報告書第一集 昭和39年 158頁
48	三瓶町	男子42歳、女子33歳	三瓶町誌下巻 昭和57年 490頁
49	宇和町	男42歳、女33歳	宇和町誌 昭和51年 1067頁
50	野村町野村	男の42歳、女の33歳	野村郷土誌 昭和39年 691頁
51	野村町渓筋	女は33歳、男は42歳、61歳、80歳	渓筋郷土誌 昭和39年 414頁
52	野村町中筋(小滝)	男は42歳、61歳、女33歳	愛媛県民俗資料調査報告書第一集 昭和39年 158頁
53	野村町惣川	女33歳、男42歳、61歳	惣川の民俗 昭和39年 12頁
54	城川町上川	歳祝い 女33歳、男42歳、男女61歳、男女88歳	県境の民俗 昭和43年 322頁
55	三間町	男子の25歳と42歳、女子の19歳と33歳	三間町誌 昭和39年 375頁
56	松野町	男子42歳、女子33歳	松野町誌 昭和49年 615頁
57	内海村	男の42歳、女の33歳、男女の61、70	南予漁村地域民俗資料調査報告書 昭和45年 28頁
58	御荘町	男25、42、61歳、女19、33、61歳	御荘町誌 昭和45年 541頁
59	御荘町菊川	男は25歳、42歳で、女は19歳、33歳、男女61歳	ふるさと菊川 平成3年 499頁
60	城辺町	男子25、42、61、女子19、33	城辺町誌 昭和41年 623頁
61	一本松町	男の25歳や42歳、女子の19歳や33歳	一本松町誌 昭和53年 1093頁

事例1 川之江市

近隣、知己、親戚を招いて酒宴を張り厄払いをする。（川之江市誌、昭和五九年、九五四頁）

事例2 丹原町

氏神で厄のがれのご祈祷をしてもらい、祝つてくれた親戚を招いて寿宴を行う。（中略）祝宴は昔の方が盛大であったという。普段の生活は簡素にすまし、お祝いなどにはご馳走をした。贈物の米俵を玄関の土間に山積みにし、親類中の大人・子供が集まり、大賑わいであつた。江戸末期に、三三歳のお祝いに嫁の里から米を五〇俵貰つたので、それで田を五反買つたという話が田野に残っている。（丹原町誌、平成三年、一一九九頁）

事例3 丹原町明河

親方や親類知人から米俵や金品をもつて祝い、それらの人々を招待して祝宴を開く。（愛媛県民俗資料調査報告書第一集、昭和三九年、一五二頁）

事例4 東予市

氏神に参詣して御祈祷をしてもらい、祈祷の木札を受けて帰り、親戚を招いてお祝いをする。六一のお祝いは盛大で、近親者から贈られた飾りの米俵が山積みにされたり角樽が飾られた。女は三三の祝いには里方から「仕納め」と言って着物などが贈られた。（東予市誌、昭和六二年、一三六三頁）

事例5 東予市

近親者は祝いの品を贈つて祝福し、家では盛大に祝宴を開いている。

（東予市誌、昭和六二年、一三七三頁）

事例6 吉海町棕名

厄除けはタユウサンにたのんで氏神さんでおがんでもらい、おかげをあげてもらう。女の厄の祝いの時は、帶を兄弟が買っててくれる。男の六一の祝いの時は、子供が親を祝うてくれるもんじやといって、子供が祝う。（越智郡島嶼部民俗資料調査報告書、昭和四二年、一五六頁）

事例7 宮窪町浜

男女共六一才を後厄といい、子供達が寄つて親を祝うのである。厄払いの時は神主さんにおはらいをしてもらう。（越智郡島嶼部民俗資料調査報告書、昭和四二年、一六一頁）

事例8 上浦町盛

旧正月の二日から五日頃までに、四一歳になる当主の家に親戚は祝い物を持ってくる。「おとし祝いでおめでたい」意味の口上を述べて、米・祝い餅一重にこんぶ・反物を祝いの品とする。その家では十日頃から祝宴の準備を始める。主だった親戚が来て手分けして準備にかかる。尾道へ買い物に行く者、竹原へ酒をとりに行く者、菓子・野菜を買い集める者、調達に一日はかかる。翌日は膳腕皿小鉢の手入れや準備、肴の調理に大騒動である。翌々日の晩がいよいよ本客ということになるが、大概七、八十人以上になる。酒宴が始まつて夜半まで大賑わいである。後片づけも大変である。やはり主だった親戚の者でも二三日はかかるのである。（越智郡島嶼部民俗資料調査報告書、昭和四二年、一六五頁）

事例9 上浦町瀬戸

厄年の人には、その親が帯や着物を贈る。（越智郡島嶼部民俗資料調査報告書、昭和四二年、一六六頁）

事例10 岩城村海原

氏神の参り、餅をついて親類へ配った。餅とトウキビ団子が多かった。

(愛媛県民俗資料調査報告書第一集、昭和三九年、一五二二頁)

事例 11 岩城村

氏神参り、餅を搗いて親類へ配る。餅といつても唐黍だんごもちらが多い。(岩城村誌、昭和六一年、一五三〇頁)

事例 12 魚島村

年賀、男は数え年四一、六一、八八を迎えた旧正月七日に、女は三三を迎えた旧正月七日に氏神に参り、いずれも分に応じて親戚、知己を招いてお祝いする。しかし親戚、知己といえども相共に、これ等の年令に該当する者については絶対に招待しないことになっている。(愛媛県民俗資料調査報告書第一集、昭和三九年、一五一二頁)

事例 13 関前村岡村

里から親子帯もしくはヘコオビを貰う。(愛媛県史民俗編下、昭和五九年、三四九頁)

事例 14 重信町

男の四二は「腕で祝う」といわれ、親戚友人など客呼びをして盛大にやる者もある。また、「六一は子が祝う」といい、子や孫が集まつてお祝いする。(重信町誌、昭和六三年、一二二〇頁)

事例 15 重信町山之内

三十三の祝、嫁が三三になつた時に氏神をまつり神職を招いて内祝いをする。親元より帯または着物を祝儀として送るのが例である。四十二の祝い、男が四二になると神職を迎えて内祝いを行う。四二は腕で祝えという言葉があるが、財を有さないものは略する。(愛媛県民俗資料調査報告書第一集、昭和三九年、一五三二頁)

事例 16 砥部町

「男の四二歳は腕で祝う」などいき親戚や知人を呼んで酒盛をする家があった。(砥部町誌、昭和五三年、九三七頁)

事例 17 北条市

氏神で祓を受け、親類や知人を呼んで酒盛りをする家がある。また、部落内や知人で申し合わせて神社で祓を受け酒宴を開いたりしている。(北条市誌、昭和五六六年、九三九頁)

事例 18 松山市米野々

近隣を呼び酒魚で祝い、お宮参りをして厄を払う。四一の厄おとしと同じであるが、四一は自分で祝うという。六一才の祝い、男女六一才を祝う。子どもが祝うといつて三日間の酒宴をする。(愛媛県民俗資料調査報告書第一集、昭和三九年、一五四四頁)

事例 19 松前町北伊予

コノ地方一般ニ從来ハ年令四十一(女子ハ三十三)・六十一・七十七・八十八才ニ達シタル時ハ年賀祝ヲナス習慣アリテ、當時ハ神官ニ乞イ祈祷ヲナシ、或ハ氏神ニ詣デ親戚、知人ヲ招キ祝宴ヲ催ス、親戚知人ヨリ八木(玄米俵)・織物・衣類(近親者ニ限ル)・酒・魚類・封金ヲ歛ビトシテ贈ル(歛ノ程度ハ資産其ノ他ノ関係ニヨリ人々同ジカラズ)。十数年以前ハ、身分資産ノ如何ニ拘ワラズ必ズ年賀祝ヲナシタレド、近年ハ漸次衰エテコレヲ行ナウモノ少ナクナリタリ。(『北伊予村農業基本調査』大正五年、松前町誌、昭和五四年、一〇六三頁所収)

事例 20 柳谷村

女の三三歳には、実家の親から帯を贈る習慣が多い。帯のようになぐという意味がふくまれてのことである。(柳谷村誌、昭和五九年、六五九頁)

事例21 保内町

男女ともに厄をのがれる意味において、その年の春に酒宴を張る。男四二歳は自分のカイショでこれを行う。（保内町誌、昭和四八年、四八八頁）

事例22 瀬戸町大江

大江では男四二歳、女三三歳のとき、大けなことをしょった。ところじゅうを招待した。女全部とか男全部とか。女の場合は、本膳はいらなかつたが、男の場合は、本膳がいった。自分の家だけではそろわないから、親戚のを借り集めた。本膳ではなにもかもよせにやいかん。

おひるには、くずし、波あげ、サシミなど旅館などで出るようなものすべて。男は酔うのでハシもつかずに帰る人が多い。「もって帰りなさい」というが、持つて帰る人も持つて帰らない人もある。厄おとしの本人は、客のところにはすわらない。「まあ飲んでやりなさい」と来た人にあいさつするだけ。（三崎半島地域民俗資料調査報告書、昭和四六年、三九頁）

事例23 三崎町正野

昔は三日にわたる酒盛りをしたが、いまは芝居か映画を共同出費でする程度、小規模に内祝いをする家もある。（愛媛県民俗資料調査報告書第一集、昭和三九年、一五七頁）

事例24 三瓶町

昔から男子四二歳、女子三三歳を厄年としてきた。そして、男子、女子それぞれこの年を迎えると「厄除け」のための祝賀の宴が設けられていた。とくに男子の四二歳の厄年は自分の力で祝うのが立て前とされている。そのため、その宴の盛大さによって男子の立身出世を見る尺度にまでされていた。（三瓶町誌下巻、昭和五七年、四九〇頁）

事例25 宇和町

女の三三歳は長生きするようにと親元から帯が贈られるのが普通である。男の四二は自分の腕で祝うものとされる。特に四二の厄落しの祝いは盛大に行われ、昔は四日も五日も続けて祝う家もあつた。最近はしるしだけの内祝い程度のものが多くなつた。（宇和町誌、昭和五一一年、一〇六七頁）

事例26 野村町野村

初朔の節句 二月一日、「ハツツイタチ」この日は正月に準じて仕事を休み御馳走を揃えお祝をする。（中略）またこの日は年祝いを行う。男の四二歳、女の三三歳の厄ぬき、六一歳（還暦）、七七歳（喜寿）、八八歳（米寿）、九九歳（百才祝）などの祝行事を行う。女の三三の祝には親元から帯が贈られ、男の四二歳は自分の腕で祝う。六一は子が祝うなどと色々しきたりがある。（野村郷土誌 昭和三九年、六九一頁）

事例27 野村町渓筋

厄落しと云つて、大勢を招いてドンチャン騒が行われたが、今日はその風習がすたれていった。（渓筋郷土誌、昭和三九年、四一四頁）

事例28 野村町中筋（小滝）

男は四二歳、六一歳、女三三歳を厄年として親類知己を招き祝宴を催す。大いに飲み、唄い、踊ること数刻、充分歎をつくして、さて帰るとなると、戸外に待つ者あり、「たちがらけ」と称して、大杯（むさし）に満々と酒をついで飲ます、これが主客双方の礼とした。例外に四斗樽を出し、通行人だれかれなしに、汲み飲みを強いたという。以上は大戦中諸物資欠乏の折、とんと中絶した。今は昔の痛快談として、それでも小範囲の祝宴は残つている。（愛媛県民俗資料調査報告書

書第一集、昭和三九年、一五八頁、中筋郷土誌、昭和五四年、九六二頁)

事例29 北宇和郡

二月朔日 此日は二月入りとて若餅を搗き厄年祝年に当れるものは宴会を開く（後に延ばすを多しとす）（北宇和郡誌、大正五年、七二〇頁）

事例30 津島町御榎

年祝いにアイドシ（同一年齢者）を招いたり、贈り物を受けると、勝ち負けが生じるといって、アイドシ同士は祝いに行ったり、また贈答をしない。（愛媛県史民俗編下、昭和五九年、三五五頁）

事例31 内海村魚神山

二月入り（中略）ネンガといつて厄年の人^④が厄落としのお祝いをし、餅を搗いて全戸に配り、それを貰った家では祝儀を出すところがある。（和歌森太郎編『宇和地帯の民俗』吉川弘文館、昭和三六年、二六二頁）

事例32 一本松町

この厄を免れるために、年頭に近隣、知人、親戚を招待して盛大な饗宴をはることがあつた。普通、四二の祝いや六一の祝いと言われたのがそれである。（中略）招かれたおもな親戚は米一俵をお祝いに贈るものだという時代もあつて親戚にとつても、やはりかなりの失費になつていたが、みんな精一杯の祝意をあらわした。（一本松町誌、昭和五三年、一〇九三頁）

以上の事例からは、厄落としの祝宴について次のような特徴が見られることがわかる。①親戚、近隣、知人を招いて盛大に祝宴を開く。厄年の者は参加者から贈り物をもらう。②親戚、近隣、知人に餅を配る。③

同年齢の厄年の者は祝宴に呼ばない。④四二歳は自分で祝い、六一歳は子供が祝う。⑤女性の三三歳の厄年には里から贈り物として帶をもらう。

①については、多人数との「共食」によって、厄を多くの人に分担してもらおうとする見方が一般的である。贈答については、米（八木）に関係の深い物が多く、「米には何か特別な力が備わっており、その米を媒体とする生命の活性化を期待する心意が働いたもの」と説明される。

②の餅の分配も同様の解釈で、厄を餅に託して、多くの人に分担してもらうという見方ができる。③の同年齢の者は祝宴に呼ばないというのは、厄を持つ厄年の者が、厄を持っていない一般の人に厄を分配するという見方からすると、同年齢の者は既に厄を持っており、分配できないために呼ばないと見ることができる。

ところで、冒頭に述べたとおり、厄年研究においては、厄年の「厄」は儀礼によって払われたらどうなるのかという観点、つまり「厄」の行為については、これまで論及されてこなかつた視点である。「厄」を実体概念としてとらえ、「厄」それ自体が厄年儀礼の中でどのような過程を経て、結果どうなるのかを明らかにする必要があることはこれまで筆者が述べてきたとおりである。^{〔1〕} 厄年の研究史の中では、先に挙げた事例のように、厄年に当たつた人が盛大な宴を催したり、物品を贈答しあうことは、「厄」を多くの人に分散させているのではないかという点を強調して、共同飲食、贈答による「厄」の分担説が説かれている。^{〔2〕}しかし、「厄」を分担する人々の「厄」を受け入れる態度についての観察も必要ではないのか。そもそも、人は進んで他人の「厄」という災難を受け入れるのか、という素朴な疑問は解消されない。そこで、次に厄年儀礼の中でも直接的に厄を落とす行為である呪法について見ていくことし、この素朴な疑問を側面から考えていくたい。

②厄を落とす呪法

伊予松山藩士である日下部伊織維岳が文化年間から天保四年（一八三三）にかけて記した『古今記聞』という隨筆集に、節分に厄年の際の厄落としをする習俗の記述がある。

一、四十一歳の厄入とし、節分年内なれハ暮に行い、春へ越す年なれハ春行ふてよし、是、台徳院様より永井日向守様ヲ以諸国万人の為にと被仰出し也、節分の夜暮六ツ時に、全身を清浄にして新敷下帯を妻の右の手より夫の左の手へ渡し、右下帯をむすひ、平生のことく衣類を着、二時して夜の四ツ時に四ツ辻江行き、左の歌を明き方へ向ひ合掌して三遍唱へて、彼之むすひ居る下帯を落し、少も跡を見すして帰る也（中略）如此すれハ四十一歳の厄難を免るる事疑ふへからず（中略）歌ニ、今年より猶もさかへん暮松ハ祝よく代へぬらん

下帯とは、禪のことであり、これについては正岡子規の句に「四十二の古禪や厄落し」というものがあり、厄落として禪が用いられていたことがわかる。民俗事例でも、松山地方では四つ辻に古禪を落として帰つたり、手拭いや櫛など身につけていたものを落とすという厄除けの習俗があつたといふ。このような節分に厄年の者の厄落としに関する呪法の事例を集めてみると数多く、次のようになる。

事例33 小松町

節分（中略）この夜厄年の者が歳の数だけ豆に包んで道の辻に落として厄除けをする風習があつた。（小松町誌、平成四年、一五五二頁）

事例34 東予市

節分（中略）ところによつてはこの夜、厄年の者が道の辻に豆を落として厄除けをする風習や、火鉢を屋外に出し、その中へ豆・女性の

毛髪・鰯の頭などを入れて焼く（東予市誌、昭和六二年、一三六三頁）

事例35 吉海町仁江

節分のとき、夜に行つて神社に行つて拝んでもらう。御神樂錢と米一升をもつていく。豆とお金を人に知られないように捨てる。誰かに拾つてもらうとよいといった。四つ辻ににてた。（越智郡島嶼部民俗資料調査報告書、昭和四二年、一〇四頁）

事例36 川内町

節分（中略）厄年の人はその数だけの豆と錢を紙に包んで四つ辻に落として帰り厄落としをしたといった。（川内町新誌、平成四年、一三四三頁）

事例37 川内町

節分の夜炒つた豆を年の数だけ食べる。年の数だけ橋から落とす。厄ぬぎの草履をはいて神仏にお参りし帰りに鼻緒を切つて供えて帰ることなどもした。神社や寺の階段に年の数の金錢をおいて厄ぬぎをしたり、女のは手拭・櫛などを捨てたりした。（川内町新誌、平成四年、一三七四頁）

事例38 重信町

節分（中略）厄年の人は、自分の年の数だけの豆と錢を紙に包んで、人に見られぬようにこつそりと近くの四つ辻に落としてもどり、厄落としをした。そのとき、後ろを振り向いてはならないとされていた。また、男は四つ辻に禪を落として帰り、厄ぬぎをする風もあつた。（重信町誌、昭和六三年、一一八二頁）

事例39 砥部町

節分（中略）夜になると「厄落とし」といつて豆と錢を紙に包んで、厄年に当たる人が十字路へ人に見られないように捨てに行つたりし

た。現在は豆まきの行事は行う家もあるが、厄落としなどほとんどなくなつた。(砥部町誌、昭和五三年、九三〇頁)

事例40 松山市土居町

節分（中略）厄歳の人は厄払いと称して、その人の歳の数ほど豆を紙に包み、小銭を入れたりして、ひそかに夜路の暗い四つ辻へこれを投げ捨てた。この様子を他人に見られないよう逃げて帰ないと厄落としができないという風習があつた。(わがふるさと土居町のあゆみ、昭和六一年、一九九頁)

事例41 松前町

節分（中略）厄年に当たる人は年の数ほどの大豆を紙に包んで道路の四つじへ捨て、災難からのがれることを祈る。(松前町誌、昭和五四年、一〇七七頁)

事例42 中山町

節分（中略）厄年にあたつた者は、豆を包んで町辻に捨てて厄落しをする風習がある。(中山町誌、昭和四〇年、三〇八頁)

事例43 中山町

ヤクノガレ・ヤクオトシといつて大豆を厄年の数だけ炒つて橋の上から捨てたりする。(愛媛県史民俗編下、昭和五九年、三五〇頁)

事例44 久万町

節分（中略）厄年に当たる者は、夜陰に、豆に紙を包んで人に見つからないように四辻におくと厄が免れるものと信じ、そのようにしていた。(久万町誌、昭和四三年、一六〇頁)

事例45 柳谷村

節分（中略）厄年の人は、豆を年の数だけ、四つ辻に持つていき捨てることで、厄落としをするなどの風習があつた。(柳谷村誌、昭和

五九年、六八〇頁)

事例46 柳谷村松木

(節分の夜の厄除け呪法) 四つ辻に藁を持つて行き火をたき、一厘錢を火の中に入れて、火を見ずに帰ってきた。(愛媛県史民俗編下、昭和五九年、三五〇頁)

事例47 小田町

二月三日おおとし・節分（中略）厄年の人は、この日に自分の年の数の大豆と一円玉を和紙に包んで四つ辻（十字路）へ行き、後向きになつて「厄落とします、年越し様、今年も元氣で働かせてください」などと言つて肩越しに包みを捨て、うしろを向かず無言で家へ帰る。そして、氏神様を拝礼して厄落としをする。帰る途中で振り向くと厄がついて帰るといわれた。(小田町誌、昭和六〇年、一〇四四頁)

事例48 大洲市

豆を自分の年の数だけ紙に包んで体をなで、後ろ向きになつて「厄落とします。」「年越し様、今年も元氣で働かせて下さい。」などと言つて、肩越しに捨て、後ろを振り向かず無言で帰つてくる。振り向くと厄がついて帰るといわれた。一家の誰かが代表して、家族の分をとりまとめて捨てることが多いが、厄年に当たる者がいる場合には、その者の前だれ、腰ひも、あるいは何がしかの金か針もいつしょに捨てた。(大洲市誌、昭和四七年、八五一頁)

事例49 伊方町

節分（中略）厄年にあたる者は、豆を自分の年の数だけ包んで四つ辻に捨てて鬼（悪病災難）を払うという習慣がある。「おおとし」ともいう。(伊方町誌、昭和四三年、四五一页)

事例50 瀬戸町

節分（中略）厄年の方は自分の歳の数ほどの大豆と針とか小硬貨を白紙に包み、道の四つ辻へ人目にからぬよう投げ捨ててうしろへは絶対ふり向かないようにして帰宅する風習が現在もなお継承されている。（瀬戸町誌、昭和六一年、九二六頁）

事例 51 三崎町

節分（中略）厄年の方は年の数ほど豆を紙に包んで人の見ぬ間に四辻に於て帰る時はあとをふり向いてはいけない。（三崎町誌、昭和六〇年、六四五頁）

事例 52 八幡浜市

節分（中略）厄年の方は、年の数ほど紙につつんで四辻に捨てる。その時、後ろ向きになつて「厄落とします。」「今年も元気に働かせて下さい。」などと言つて、後ろをふり向かず無言で帰つてくる風習がある。（八幡浜市誌、昭和五〇年、八五六頁）

以上の事例を見てみると、厄年の厄を落とす呪法において、厄落としの際に実際に落とす（捨てる）物、つまり厄の媒体として、豆、錢、新しい草履があり、落とす場所は四辻、神社が多い。その他、豆・女性の毛髪・鰯の頭を焼く、炒った豆を年の数だけ橋の上から落とすといった事例も見られる。これらの点は節分の一般的な儀礼であるが、注目したいのは、やはり厄を落としてからの処理についてである。事例 40 のように、投げ捨てる行為を他人に見られないようにして、逃げて帰らないと厄落としができないと言つたり、事例 44 のように、夜陰に、豆に紙を包んで人に見つかないように四辻におくという「見られる」ことを禁忌とする例がある。これは、捨てた厄が誰の厄であったのか特定されることを嫌うことから派生したものと思われる。また、事例 47、48 の「肩越しに包みを捨て、うしろを向かず無言で家へ帰る。そして、氏神様を

拝礼して「厄落としをする。帰る途中で振り向くと厄がついて帰るといわれた。」というのは、捨てた「厄」と決別する象徴として「うしろを向かずに帰る」という行為が出てくるのだろう。類似例として、事例 38、50、51、52 などで「後ろを振り向いてはいけない」という禁忌が見られる。

そもそも「うしろを振り返らずに帰る」行為は、四国靈場第七一番札所弥谷寺（香川県三豊郡三野町）の「弥谷詣り」でも見られる行為で、弥谷山はむかしから死靈のゆく山といわれ、この付近の住民は、死者が出ると、身内の者は死者を背負つた格好をし両手を背にして山を登る。山に靈をおろすと、あとは一日散にふりかえらずに帰つて来るといった類似行為が見られる。これは極言すれば、記紀神話において、イザナギの黄泉国帰還譚における、イザナギが黄泉国で、うじたかるイザナミを見てしまつたがために追いかけられる恐怖にもつながる行為である。つまり、「振り向いて見てはいけない」という行為は、見てしまふと再び依りつく恐れのあるものであり、具体的には、死靈、死体といった「死」をイメージさせるものである。そして「厄」も死靈などと同じ負のイメージを持ち、放つておくと身に危険を及ぼすものということができる。

ただし、豆とお金を人に知られないように捨てて、捨てた物は誰かに拾つてもうと良いという事例もある。事例 35 の吉海町では、神社で豆、金を捨て、誰かに拾つてもうとよいと言つし、宮窪町では類似例として次のようなものがある。

事例 53 宮窪町浜

厄年 男四一才、女三三才を大厄といい、男女共六一才を後厄といい、子供達が寄つて親を祝つのである。厄払いの時は神主さんにおはらいをしてもらう。六一才の時は旧正の松の内（大抵元日か二日）

に六一ヶ銭（六一文銭）を子供に投げてやつた。（越智郡島嶼部民俗

資料調査報告書、昭和四二年、一六一頁）

事例54 宮窪町浜

節分（中略）厄落し。三三才、四一才、六一才、八八才の厄年の人は厄落しといつて豆といつしょにお金を入れてエビス様の社でまいだ。浜部落の人は皆オイベッサンに集まつてそのお金を持った。但しその家の者は拾つてはいけない撻である。（越智郡島嶼部民俗資料調査報告書、昭和四二年、一八九頁）

これらは厄年の者が「厄」を捨てて、その「厄」を誰かが分担してくれるという「厄の分担」の一例と見ることもできるが、この場合、拾うものは子供であることが多い。他県の事例となるが、大分県南海部郡米水津村宮野浦では、厄年の者が神社で銭を撒いて、近所の子供が率先して拾うという。子供たちは自ら進んで「厄」を分担している意識は無く、一種の縁起物として獲得しようとして拾うのである。誰かに拾つてもらうと良いという事例は、単に厄を他者に分担してもらうのではなく、神社や四辻といった日常空間から離れた境界領域に自らの「厄」を捨てて「厄」と決別し、日常空間を離れた「厄」は縁起物へと転換して人々に配分されるのである。事例46の、四つ辻に藁を持って行き火をたき、一厘銭を火の中に入れて、火を見ずに帰ってきたというのは、銭に厄を託してそれを境界領域で焼却しようとしたものである。その裏返しで、事例54宮窪町の「家の者は拾つてはいけない」というのは、家の者が拾うと厄年の者の厄が再び家内に戻ってしまうことからきた禁忌といえる。

また、厄との決別を象徴するものに、草履を捨てる行為もある。事例37に、厄ぬぎの草履をはいて神仏にお参りし帰りに鼻緒を切つて供えて帰ることなどもしたとあるように、草履の鼻緒を切るのは、草履に厄を

託すもしくは依りつかせ、鼻緒を切つて、草履が使えない＝戻つてこないことにしようとすることがある。

いざれも、厄落としとは単に厄を捨てるのではなく、日常空間から厄を排除し、身辺が安穏な空間となるよう仕向ける行為といえる。

ところで、先の節分の際の厄年儀礼の事例を見てみると、厄年の者が節分に厄落としをする例は愛媛県内でも地域的に偏りが見られる。東予地方の東部や南予地方の東宇和郡以南には節分の厄落としの例は少ない。東予地方の場合、新宮村では、「草履一足と年齢数ほどの金を、男は四辻に、女は三つ辻に、元日の朝暗いうちに捨ててくる。帰るときは履いて行つた草履の横縫を切つて裸足で戻つてくる。そのとき、男は餅をつけて落とし、女は髪道具をつけて落としておく。また、この日の朝は、門明け前には人に逢わないようにした。あるいは女性は着物をぐつぐつ脱ぎ捨ててもどり、それを他人に拾つてもらうこともあつた。脱いだら別の着物に着替えて戻るのである。捨てた着物は、厄をすませた者でなければ絶対に拾わなかつた。」（『四国の祝事』、昭和五二年、一四四頁）とか、川之江市では、正月から節分までの間に、氏神で祓を受けたり、櫛や銭などの身につけているものを辻に落として厄払いをする習わしがあつた（川之江市誌、昭和五九年、九五四頁）というように、必ずしも節分ではなく、正月、もしくは節分までの間であつた。また、節分ではなく二月一日を厄払いの日とする習俗も多い。二月一日に本正月に準じて一日だけ正月行事に準ずる祝いを行う地域があり、東予地方に多く見られる。事例を挙げると次のとおりである。

事例55 伊予三島市

厄除けのため神社に詣で宮司のお祓いを受け、厄難除けの祈念を行ひ、その帰途に自分の年齢だけの銅貨又は男は手ぬぐい、女子は櫛を

落として厄を落としたといい、家に帰つて厄払いの祝いをするのである。（中略）年賀も厄除けの行事も二月一日の太郎たちに行われてきたものである。（伊予三島市史上巻、昭和五九年、一二九七頁）

事例 56 新居浜市

男女共二歳、女三歳を厄年とし、その年二月一日「厄祝」をする。男女共六歳を還暦、七十歳を古稀、七七歳を喜寿、八〇歳の祝、八八歳を米寿、九〇歳、百歳それぞれ祝つた。

（新居浜市史、昭和三七年、八七七頁）

事例 57 小松町

二月一日をはつついたち、ひして正月といい、正月後の最初の朔日ということで正月に準じた祝いをした。また、この日に男四二歳、女三三歳の厄除け、還暦、米寿、白寿の祝いを親類、知己を招いて行う風習がある。（小松町誌、平成四年、一五五一頁）

この日に厄払いや年賀祝いを行うのは地域的に東予地方の道前平野を中心とした一帯である。この地域に節分の日の厄年事例が少ないのである。また、南予地方では二月入りと称して、この日に伊勢踊りを神社に奉納したり、村の役員の改選を行ったり、かつては奉公人の入れ替わる日とされていた。松野町富岡や吉野ではこの日に厄払いをするが、そもそも伊勢踊り自体、地区の厄払いの性格が強く、節分ではなく二月一日が厄年の者も厄落としをする行事日であった。また、一本松町中川・広見において、「正月早々、または二月入り（ニンガツイリ）」の朝、まだ暗いうちに起床して、誰にも見られないように、新しい草履一足と大豆を年の数だけ持つて、これを紙に包み道の四つ辻に出て行き、それを置いて帰る。帰る時には絶対、あとを向いてはならない。そうすると厄難から免れるという一種の呪いであった。この風習は今でも残つ

ている。」（一本松町誌、昭和五三年、一〇九四頁）という事例もあり、類似例は北宇和郡、南宇和郡に多い。このように見ると、大まかに道前平野以東の東予地方と東宇和郡以南の南予地方は、厄年儀礼の行事日が二月一日であることが多く、それらの地域を囲む越智郡から中予一帯、喜多郡、西宇和郡では節分が行事日であることがいえる。

③厄年と芸能

厄年の者の厄落としに芸能が伴う事例がある。筆者は以前、厄払い行事でもある八幡浜市川名津の柱松神事を分析し、厄年の厄が負のイメージから福のプラスのイメージに転換され、人々に再分配されるまでの流れを紹介したが⁽¹⁾、その類似例として次のような芸能・神事に関わる厄年事例がある。

事例 58 伯方町北浦

旧正月十一日（現在二月十一日）初祈祷に厄落としをしてもらう。六人でその年の魔の方向を弓でいる。その年の魔をうち、あかるくするという。（越智郡島嶼部民俗資料調査報告書、昭和四二年、一六九頁）

事例 59 川内町

秋祭りの神輿の渡御に提婆の面を被り青竹を持って露払いをする役を願い出でする人もあつた。（川内町新誌、平成四年、一三七四頁）

事例 60 広田村

正月から節分までに氏神で祓を受けるとか、春神樂を奉納して、経費として各自寸志を寄付したりした。女性には帶を贈ることもあった。（広田村誌、昭和六年、一〇一六頁）

事例 61 河辺村

一月二二六日 お神楽（鎮縛神楽）（中略）この地方では、この神楽奏上の時、身固めという舞があり、大番に負んぶして、または抱かれて乳幼児、病人、厄年の人等が舞つてもらうと、厄除け、治病、長寿の効ありとして信仰風習がある。（河辺村誌、昭和五三年、四五二頁）

事例62 長浜町

男子四二歳、女子三三歳が厄年といつて、節分に厄落としをする。とくに男の四二歳は、自分の腕で祝うとされ、費用を出して神楽太夫を招き、神樂を奉納し、親類・知人を呼んで酒盛りをした。（長浜町誌、昭和五〇年、八三五頁）

事例63 大洲市

主として正月から節分までの間に氏神で祓を受けるとか、カグラダユウ（神楽太夫）を招いて神棚のある座敷で神樂を奉納し、親類や知人を呼んで酒盛りをする家があった。大川、菅田、新谷、南久米あたりでは、部落内の連中が申し合わせて、神社で神樂を奉納し、部落をあげてオコモリをしている。（大洲市誌、昭和四七年、八六五頁）

事例64 三崎町三崎

正月に神社で氏子内の該当者を集めて除厄祭を行つたのち、浜辺に構えた桟敷で伊勢踊りを奉納するのである。なお、三崎では四二の厄年者のうち一名が秋祭りの神輿渡御に際し、天狗面を奉持して先導役に任じ、他の者が神輿を担ぐことになつてゐる。（『四国の祝事』、昭和五二年、一四六頁）

事例65 八幡浜市

男二五歳、女三三歳、男四二歳、四九歳を厄年といつて、節分に厄落としをする。そのほか、主として正月から節分までの間に氏神で祓を受けるとか、カグラダユウ（神楽太夫）を招いて神棚のある座敷で

神楽を奉納する土地もある。（八幡浜市誌、昭和五〇年、八六八頁）

事例66 城川町上川

歳祝い 女三三才、男四二才、男女六一才、男女八八才の時、親戚や知人を案内して祝宴を催すことが行われてゐる。この時、部落中が集まり、お伊勢踊をして厄年災難、孫の祈願も行つてゐる。（愛媛県教育委員会編『県境の民俗』、昭和四三年、三三三頁）

事例67 広見町内深田

一月入り（中略）大神宮祭と称して、大神宮を祭る庭にシメをはつて、そこに筵を敷き、太鼓を出し、部落中がそこへ行つて伊勢踊をする。神官は米・酒などを供えて、踊のうちじゅう大祓を唱える。そして厄年のものがオケンマイ（短冊型に切った餅）をキリダメ（大きいものは五升ぐらい入る）または金箱に入れて供える。そして踊がすんでからそれを撒くのである。（『宇和地帯の民俗』、昭和三六年、二六二頁）

事例68 城辺町

昔は祝いの代わりに、芝居（地方巡業の田舎芝居）をやとつて、部落の広場に舞台を作り、ただで観覧させるなどしたこともある。（城辺町誌、昭和四一年、六二三頁）

前稿では、八幡浜市川名津の柱松神事の場合、厄年の者の「厄」は神樂の鬼に託され、接触や餅撒きによつて、地域の人々へ移行していく、人々に移行するとき、それは「厄」（災難）というマイナスの力ではなく、一種、福德の力として人々に受け入れられることを指摘したが、例えれば事例67の広見町内深田の伊勢踊りで、厄年の者が奉納した餅を踊りの終了後撒いて人々に分配するというが、これも同様の厄の払い方といえる。先に述べた厄年研究における厄の解消の方法は、厄の分担である

が、これらの事例は「厄」の分担は確かに正しいが、そこには芸能（儀礼）によって、「厄」から福徳の力へ価値転換させた上で分担していることに注目すべきである。その上で厄年儀礼に関わる芸能は、弓放ちにしろ、芝居にしろ、もともとは厄を日常から放逐するために非日常的な時間・空間を芸能によって演出し、人々に福として再分配されることが基本といえるのではないか。

4 まとめ

厄年と芸能の関連を見てみると、厄の再分配の過程が明確となるが、その視点で節分の厄落としの呪術において豆や錢を「子供に拾つてもらうよい」という伝承を考えると、この儀礼も、厄を境界領域に放逐することで、一度、日常を離れた厄が福のイメージを持つものとして、子供たちに再分配されているとみるべきである。さらに言えば、厄年の者が催す厄払いの祝宴は、祝宴のみで成立しているのではなく、厄払いの神事の後に開かれるのが通常であることを考えれば、芸能と同じく、神事の後に非日常的な飲み食いをすることは、厄年の者にとっては「厄を落とす」という心意があり、祝宴に参加する近親、知人は「祝い」の席として「福」を獲得しようという心意があるのが基本といえる。祝宴も厄を日常空間・時間から非日常的空間・時間へと移行させて、人々に福として再分配させる儀礼の一種と考えることはできないだろうか。

最後に、本稿では、愛媛県内の厄年儀礼について見てきたが、厄年に関する民俗の本質は、厄落としの手法を用いて日常空間から厄を排除し、自らの身辺が安穏な空間となるよう仕向けることを基本として、さらには儀礼を通して人々に厄を福として再分配し、周囲の安穏も確保するた

めに様式化された行動であるといえる。この様式は時代的にいつ成立したか年代は明確にすることは困難だが、厄年の年齢の事例を見ると、いずれも近世以降に一般に普及した知識をもとにしていることから、古代中世には遡ることのできない比較的新しいものといえる。今後、近世・近代における厄年の知識がいかに普及したかをさらに明らかにすれば、厄年の民俗の成立については日本の諸民俗の成立の過程の一端が明らかになると思われる。

註

- (1) 『日本民俗大辞典』下、吉川弘文館、二〇〇〇年、「厄年」の項、佐々木勝執筆。
- (2) 『儀礼文化』第二五号、儀礼文化学会発行、一九九八年
- (3) 註2に同じ。
- (4) 『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』第一号、一九九五年
- (5) 『新訂増補故実叢書』第九巻、一九五二年、明治図書出版
- (6) 幼学の会編、一九九七年
- (7) 『日本古典文学大系15源氏物語』一九五九年、岩波書店
- (8) 『新訂増補故実叢書』二三巻、一九五二年、明治図書出版
- (9) 『愛媛県民俗資料調査報告書 第一集』、愛媛県教育委員会、昭和三九年、一五一頁
- (10) 『愛媛県史民俗編下』、昭和五九年、三五四頁
- (11) 註4に同じ。
- (12) 井之口章次『日本の俗信』弘文堂、昭和五〇年
- (13) 伊予史談会収書二一『古今記聞』、一九九一年、四一頁
- (14) 註4に同じ。
- (15) 註4に同じ。